

## 学区外通学を希望される皆さんへ

市では「市立学校通学区域に関する規則」により、通学する学校を指定しています。ただし、下表の事由に該当する場合、指定の学校以外へ学区外通学を認められることがあります。

### ■相談・問／学校教育課

☎52513782

### ■学区外通学を希望する場合

「学区外通学許可申立書」と、下表の書類を添付の上、学校教育課または各支所・茂庭出張所へ提出してください。

なお「学区外通学許可申立書」および下表※印の書類については、学校教育課、各支所・茂庭出張所、市ホームページで様式を取得できます。

その他、特別な理由があり、学区外通学を希望する場合は、個別に事情をお伺いして判断しますので、ご相談ください。



### 学区外通学の主な許可基準

事由	許可対象	申立時期	許可期限	添付書類
他学区に家を新築中などで、転居予定先の学区の学校へ通学する	○小・中学生 (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し (保護者名、新築中の家の住所、引き渡し年月日が分かる部分)
他学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前の学校へ通学する	○小学校5年生(第2学期以降)・6年生 ○中学校2年生(第2学期以降)・3年生	転居届出時	小・中学校とも卒業まで	—
他学区へ転居したが、学期末のため引き続き従前の学校へ通学する	○小・中学生 (第1学期は6月20日以降、第2学期は11月23日以降、第3学期は12月24日以降)		当該学期終了まで	—
保護者が共働きなどのため、児童を預ける親類・知人宅などの住所地の学区の学校へ通学する	○小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで (中学校では不可)	※保護者の「勤務証明書」 ※「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童を預ける放課後児童クラブの所在する学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」 ※「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などへ児童が下校するため、その店舗などの所在地の学区の学校へ通学する				※保護者の「勤務証明書」

## 第70回福島市発明くふう展 作品募集

日常生活から生まれた創造性豊かな作品を募集しています。ぜひご応募ください。

■問／産業交流プラザ ☎52514022

### ■応募区分

- 1 小学校の部…市内に通学する小学生
- 2 中学校・高校の部…市内に通学する中学生・高校生

### ■募集作品

縦・横・高さが全て1m以内、重量が20kg以内 ※規定の大きさを超えるもの、オリジナルの作品でないものは審査対象外。

### ■申し込み方法

学校を通じてお申し込みください。

### ■表彰

- 1 小学校の部…18点
- 2 中学校・高校の部…4点

### ■作品展示

コラッセふくしま3階企画展示室  
 ・10月23日(土) 午前10時30分～午後4時  
 ・10月24日(日) 午前10時～午後2時

※一般の部については、県発明協会主催の第67回福島県発明展への応募となります。

### ■問／県発明協会

☎024-959-3351

